

令和2年7月31日
総務省政策統括官(統計基準担当)

諮問第143号の概要 (商業動態統計調査の変更)

商業動態統計調査の概要（現行）

調査の目的等

全国の商業を営む事業所及び企業における事業活動の動向を明らかにすることを目的として、昭和28年から四半期調査として開始し、昭和34年から月次調査として実施

調査の概要

調査対象範囲

日本標準産業分類「I - 卸売業、小売業」に属する事業所（代理商、仲立業を除く。）

甲調査：従業者100人以上の各種商品卸売事業所
従業者200人以上の卸売事業所

乙調査：甲調査の対象となる卸売事業所以外の卸売事業所
丙調査及び丁調査の対象となる小売事業所以外の小売事業所

丙調査：従業者50人以上の小売事業所（丁調査の対象及び無店舗小売業等を除く。百貨店、総合スーパー等）

丁調査：コンビニエンスストア（丁1）、家電大型専門店（丁2）、ドラッグストア（丁3）又はホームセンター（丁4）を有する企業（一定規模以上）

調査対象数

甲調査：約 900事業所 乙調査：約18,400事業所

丙調査：約6,000事業所 丁調査：約 150企業

調査組織

経済産業省 - 民間事業者 - 報告者

郵送・オンライン調査で実施

※丁2調査は、POS等ビッグデータによる提出も可

報告事項

甲調査：月間商品販売額、従業者数、期末商品手持額 等

乙調査：月間商品販売額、従業者数

丙調査：月間商品販売額、従業者数、期末商品手持額、
売場面積 等

丁調査：月間商品販売額、都道府県別月間商品販売額、
店舗数、期末商品手持額（丁2～丁4調査のみ） 等

期限

調査月の翌月15日

公表

速報：調査月の翌月下旬

確報：調査月の翌々月中旬

商業動態統計調査の利活用状況

加工統計等の基礎データとしての利用

- ① 景気動向指数（内閣府）
 - ・ 商品販売額（卸売業計・小売業計）前年同月比を一致系列の基礎データとして採用
- ② 四半期別GDP速報（QE）（内閣府）
 - ・ 商業販売額（卸売業・小売業）前年同期比を基礎データとして利用
 - ・ 商品別期末商品手持額（大規模卸売店、百貨店・スーパー）前年同期末比を基礎データとして利用
- ③ 消費動向指数（総務省）
 - ・ 商品販売額（小売業計）を総消費動向指数（CTIマクロ）の説明変数系列として採用
- ④ 第3次産業活動指数（経済産業省）
 - ・ 指数作成の基礎データ及び経済分析（個人消費）のための基礎資料として利用

政策判断等における利用

- 月例経済報告、地域経済動向（内閣府）
 - ・ 経済動向における全国、地域別基調判断のための基礎資料として利用

金融機関等における利用

- 経済・物価情勢の展望、地域経済報告（さくらレポート）（日本銀行）
 - ・ 経済動向における全国、地域別基調判断のための基礎資料として利用

今回の変更点①

● 丁2調査（家電大型専門店を対象）の商品分類の見直し（2021年1月分調査～）

平成30年度実施の試験調査（注）や対象企業へのヒアリング等の結果、家電分野はより詳細な区分で把握可能なことから、以下のとおり、商品分類を変更（6区分→12区分）する。

（注）「ビッグデータを活用した商業動態統計調査（試験調査：家電大型専門店分野）」として、一般統計調査として実施。

項目	現行	変更（案）
1 月間商品 販売額	① AV家電	①-1 ビジュアル家電（テレビ、プロジェクター等）
		①-2 オーディオ家電（ミニコンポ・セットコンポ、スピーカー等）
	② 情報家電	②-1 情報家電本体（パソコン、テレビゲーム機本体等）
		②-2 情報家電周辺機器（プリンタ、キーボード等）
	③ 通信家電	③ 通信家電（携帯電話・スマートフォン、モバイルルーター等）
	④ カメラ類	④ カメラ類（デジタルカメラ、デジタルビデオカメラ等）
	⑤ 生活家電	⑤-1 家事家電（洗濯機、掃除機等）
		⑤-2 調理家電（冷蔵庫、炊飯器等）
		⑤-3 理美容家電（シェーバー、ドライヤー等）
		⑤-4 季節家電（エアコン、扇風機等）
	⑥ その他	⑥-1 住宅設備家電（照明器具、温水洗浄便座等）
		⑥-2 その他（電池、管球等）

今回の変更点②

● 丁2調査、丁3調査（ドラッグストアを対象）及び丁4調査（ホームセンターを対象）の報告を求める事項の見直し（2021年1月分調査～）

報告者負担の軽減（注）の観点から、「商品手持額」（四半期ごとに把握）の調査事項を削除する。

（注） 丁調査は企業を対象とした調査であり、報告義務者である企業からは、提出期限までに四半期ごとに全ての支店分の在庫情報を取りまとめることは困難との声が寄せられている状況。

なお、商品手持額はPOSデータの対象外であるため、丁2調査の対象企業についても、同調査事項は企業において取りまとめを行う必要がある。

調査計画（抜粋）

項目	現行計画	変更（案）
5（1）報告を求める事項	5）丁2調査、丁3調査及び丁4調査は、次に掲げる事項について行う。 ① 企業名 ② 所在地 ③ 商品販売額 ④ 店舗数 ⑤ <u>商品手持額</u> ⑥ 法人番号	5）丁2調査、丁3調査及び丁4調査は、次に掲げる事項について行う。 ① 企業名 ② 所在地 ③ 商品販売額 ④ 店舗数 （削除） ⑤ 法人番号

前回答申時の「今後の課題」

本調査については、前回答申（諮問第134号の答申（令和元年12月20日付け統計委第15号））において、以下の検討課題が指摘されている。

1 調査方法の変更による影響の分析・検証

- ・ 郵送・オンライン調査への移行に伴う影響について分析・検証が必要

2 調査対象の範囲の変更に関する検証・検討

- ・ 調査対象の範囲を変更する場合の商業全体の推計方法等について学識経験者の知見も活用しつつ、検討・検証が必要

3 母集団情報の整備に向けた検討

- ・ 経済センサス-活動調査等から商業の実態を適切に把握できるような調査対象名簿の整備方法について検討が必要

4 公表の早期化に向けた検討

- ・ 調査方法等の見直しによる調査の実施状況を踏まえ、結果精度を確保しつつ、公表の早期化等について検討が必要



これらの課題については、令和2年3月分以降の調査の実施状況を踏まえ、検証予定としているため、今後、実施結果の分析を待って、対応状況を確認する。

想定される論点

- ① 報告者は、今回の細分化した品目で報告可能か。
- ② 調査事項を削除することで、今後、結果の利活用の面で支障は生じないか。特に、国内の在庫状況を推計している国民経済計算において、支障は生じないか。